

「民泊」条例案 委員会でも可決

大田区議会 7日本会議で成立へ

国家戦略特区の特例を活用し、一般住宅に外国人旅行者らを有料で泊める「民泊」を一定の条件で認める条例案が1日、東京都大田区議会の保健福祉委員会でも可決された。7日の本会議で成立する公算が大きい。条例が成立すれば大阪府に次いで全国で2例目となる。

民泊は現在は旅館業法などで原則禁止している

が無許可の営業が広がっている。保健福祉委では「旅館業法では安全安心面の確保を十分できておらず、条例の制定は必要不可欠だ」などとして賛成する意見が多数を占めた。「他の自治体の手本となるよう取り組んでほしい。区の魅力を知ってもらう絶好のチャンスだ」とする声もあった。議案は1票差で可決されたため、反対意見も多

かった。ある委員は12月議案に条例案を提出し、来年1月に実施するという日程に触れ「もっと時間をかけて、区民と議論

を重ねてから条例を提案すべきだったのではないか」とした。

本来の趣旨である観光客ではなく、外国人労働者の宿泊所として使われることを懸念する声もあった。

条例案は民泊事業について宿泊日数を7日以上とし、必要に応じ区職員

が立ち入り調査ができること、事前に近隣住民に周知することなどを盛り込んである。

区はこれまでに寄せられた問い合わせなどから、事業者から100件程度の申請があることを想定。来年1月中の実施に向けて規則や運営指針づくりを急ぐ。